

第二十四号議案

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

江戸川区介護保険条例（平成十二年三月江戸川区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同項第一号中「三万五千四百円」を「三万三千三百円」に改め、同項第二号中「五万三千百円」を「五万百四十円」に改め、同項第三号中「五万三千百円」を「五万五百円」に改め、同項第四号中「六万三千七百二十円」を「六万五千八百十円」に改め、同項第五号中「七万八百円」を「七万三千二百円」に改め、同項第六号中「八万四千九百六十円」を「八万七千八百四十円」に改め、同号口中「又は第十五号口」を「、第十五号口、第十六号口、第十七号口又は第十八号口」に改め、同項第七号中「九万二千四十円」を「九万五千百六十円」に改め、同号口中「又は第十五号口」を「、第十五号口、第十六号口、第十七号口又は第十八号口」に改め、同項第八号中「十万六千二百円」を「十万九千八百円」に改め、同号口中「又は第十五号口」を「、第十五号口、第十六号口、第十七号口又は第十八号口」に改め、同項第九号中「十二万三千百六十円」を「十二万四千四百四十円」に改め、同号イ中「四百万円」を「四百二十万円」に改め、同号ロ中「又は第十五号口」を「、第十五号口、第十六号口、第十七号口又は第十八号口」に改め、同項第十号中「十三万八千六十円」を「十三万九千八十円」に改め、同号イ中「五百万円」を「五百二十万円」に改め、同号ロ中「又は第十

五号ロ」を「、第十五号ロ、第十六号ロ、第十七号ロ又は第十八号ロ」に改め、同項第十一号中「十五万五千七百六十円」を「十五万三千七百二十円」に改め、同号イ中「七百万円」を「六百二十万円」に改め、同号ロ中「又は第十五号ロ」を「、第十五号ロ、第十六号ロ、第十七号ロ又は第十八号ロ」に改め、同項第十二号中「十七万三千四百六十円」を「十六万八千三百六十円」に改め、同号イ中「九百万円」を「七百万円」に改め、同号ロ中「又は第十五号ロ」を「、第十五号ロ、第十六号ロ、第十七号ロ又は第十八号ロ」に改め、同項第十三号中「十九万千六百六十円」を「十七万五千六百八十円」に改め、同号イ中「千二百万円」を「八百万円」に改め、同号ロ中「又は第十五号ロ」を「、第十五号ロ、第十六号ロ、第十七号ロ又は第十八号ロ」に改め、同項第十四号中「二十一万二千四百円」を「十九万七千六百四十円」に改め、同号イ中「二千万円」を「九百万円」に改め、同号ロ中「又は次号ロ」を「、次号ロ、第十六号ロ、第十七号ロ又は第十八号ロ」に改め、同項第十五号中「二十三万三千六百四十円」を「二十一万二千二百八十円」に改め、同号イ中「三千万円」を「一千万円」に改め、同号ロ中「部分を除く。」の下に「、次号ロ、第十七号ロ又は第十八号ロ」を加え、同項第十六号中「二十五万四千八百八十円」を「三十二万二千八十円」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十五号の次に次の三号を加える。

十六 次のいずれかに該当する者 二十三万四千二百四十円
イ 合計所得金額が二千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当し

ない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）
に該当する者を除く。）
、次号ロ又は第十八号ロ

十七 次のいずれかに該当する者 二十六万三千五百二十円

イ 合計所得金額が三千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）
又は次号ロに該当する者を除く。）

十八 次のいずれかに該当する者 二十九万二千八百円

イ 合計所得金額が五千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）
に該当する者を除く。）

第四条第二項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八

年度まで」に、「二万二千二百四十円」を「二万八千八百八十円」に改め、同条第三項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「二万二千二百四十円」を「二万八千八百八十円」に、「三万五千四百円」を「三万五千五百二十円」に改め、同条第四項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「二万九千五百六十円」を「五万六千六百六十円」に改める。

第六条第三項中「若しくは第十五号ロ」を「第十五号ロ、第十六号ロ、第十七号ロ若しくは第十八号ロ」に、「第十五号まで」を「第十八号まで」に改める。

第十二条第一項第一号及び第十三条第一項第一号中「又はその他の」を「その他の」に改める。

第十四条中「並びに」を「及び」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第四条の規定は、令和六年度分の保険料率から適用し、令和五年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

（説明）

令和六年度から令和八年度までの各年度における保険料率を定めるとともに、保険料所得段階区分を新設するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。